

報告第 3 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 2 月 14 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分する。

小田原市漁港管理条例及び小田原市風致地区条例の一部を改正する条例  
次に掲げる条例の規定中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

- (1) 小田原市漁港管理条例（昭和39年小田原市条例第75号）第1条
- (2) 小田原市風致地区条例（平成26年小田原市条例第3号）第3条第21号

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和 5 年 1 2 月 2 6 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

漁港漁場整備法の一部改正に伴い、同法の題名を引用する規定の整理を行うに当たり、専決処分するものであります。